

## 石垣空港訴訟判決要旨

### 1 事件名等

東京高等裁判所平成23年(行)第255号空港設置許可処分取消請求控訴事件  
(原審・東京地方裁判所平成18年(行)第285号)

平成24年10月26日判決言渡

### 2 当事者等

控訴人 迎里清ほか75名

被控訴人 国(処分行政庁 國土交通大臣)

### 3 主文

1 本件控訴をいずれも棄却する。

2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

### 4 事案の概要

本件は、沖縄県が同県石垣市に設置しようとする新空港(本件空港)の敷地の一部の土地の共有者である控訴人らが、国土交通大臣(処分行政庁)が平成17年12月19日付で同県に対してした本件空港の設置を許可する旨の処分(本件許可処分)について、航空法(平成20年法律第75号による改正前のもの)38条、39条や環境影響評価法(同)33条等に違反する瑕疵があるなどとして、本件許可処分の取消しを求めたものである。

第1審である東京地裁は、平成23年6月9日、控訴人らの請求を棄却したので、控訴人らは、同月22日、本件の控訴を提起した。

### 5 当審での控訴人らの主張

控訴人らは、第1審判決について全面的に不服を申し立て、特に、滑走路の下に軟弱な地盤からなる洞窟があり、崩落により滑走路が崩壊して航空機事故が生じる危険性があると主張した。

### 6 裁判所の判断

#### (1) 本件空港の滑走路直下の基礎地盤の客観的強度について

航空法39条1項1号並びに同法施行規則79条1項4号及び7号イ等の条文の建て方等からすれば、完成検査においては、現に工事の完成した飛行場について、設置基準に定められた「予想される航空機の予想される回数の運航に十分耐えるだけの強度」(航空法施行規則79条1項4号)の有無を検査する

こととなり、その際には、平成20年改正後の設置基準により、滑走路直下の地盤の客観的強度が不足していないかどうかも審査すべきであるとしても、設置許可申請の審査段階における地盤を含む滑走路の強度の審査の対象は、申請書に記載された計画上の強度であって、滑走路等予定地の実際の地盤そのものの強度の審査を含まないと解される。もっとも、申請段階における計画の審査においても基礎地盤を含む滑走路等の強度が不足し、計画において予定した強度を完成時に確保できないことが明らかである場合は、設置基準を満たさないこととなるから、そのような場合に設置を許可することは違法の評価を受けるが、本件では、滑走路下にある洞窟については、崩落の危険性があるとの意見もあるが、その危険性の程度につき、本件空港の安全性に具体的な影響を及ぼす程度の危険があることを根拠付ける内容ではないことや、その後の沖縄県の検討結果、防護工を設置したこと等からすれば、違法ということができない。

### (2) 航空法39条1項5号の要件（敷地の確保）について

本件空港の建設予定地のうち敷地面積の99.6%については、地権者から用地取得の同意が得られていたこと、同意の得られていない地権者については、沖縄県が、ねばり強く事業への理解と協力を求めていくこと等により当該土地を取得する旨を確約していること、仮に同意が得られなかつた場合でも、土地収用法3条12号は公共の用に供する飛行場に関する事業を土地収用可能の事業と定めており、本件許可申請時の旅客利用に関する需要予測が些か過大であるとしても、一般貨物利用については漸増していることが認められること、現空港でのオーバーラン事故の潜在的な危険性があることや現空港周辺の騒音等からすれば、新空港の設置のため新空港予定地を収用することに公益上の必要性が認められ、土地収用も可能であるから、航空法39条1項5号の要件を満たしている。

### (3) 環境の保全等について

評価法上、環境に影響を及ぼし得る事業に対して免許等を行う者が、環境の保全に関する審査の結果を判断し、当該事業に対して免許等を行うか否か、又は免許等に条件を付すか否かについては、免許等を行う者の合理的な裁量に委ねていると解される。そして、国土交通大臣の評価法24条意見に対し、沖縄県は、補正書において、小型コウモリ類の採餌場への移動経路及び洞口環境並

びに周辺環境の保全に万全を期すために、A、D洞口周辺の土地を取得すること、B洞窟に新たな洞口を創設し、C洞窟はトンネルを設け、敷地外に創出する緑地に新たな洞口を創設すること、E洞窟は、小型コウモリ類の利用に配慮して、ボックスカルパート内を工夫し、また、洞口付近への樹林の植栽等を行うこと、人工洞窟ができる限り早い段階で設置すること等としている。さらに、サンゴ礁生態系についての環境影響についても、ろ過沈殿処理施設と浸透ゾーン等の施設を設置した上で、これを点検し、維持管理するもの等とされており、なお、石灰岩層の亀裂や割れ目等から雨水が浸透し、濁水がそのままろ過されずに海岸から湧き出し、サンゴ礁に重篤な影響を与える危険があるとの控訴人の主張が、証拠上、裏付けられているとはいえないことからすれば、環境の保全等のため相応の配慮をしていると判断することができ、この点も、違法性はない。

#### (4) 結論

その他、原審判決記載のとおりであり、本件許可処分に違法はない。